

一宮市告示第 186 号

令和 6 年一宮市告示第 148 号、令和 6 年一宮市告示第 156 号、令和 6 年一宮市告示第 160 号、令和 6 年一宮市告示第 162 号及び令和 6 年一宮市告示第 164 号の一部を下記のとおり訂正し、令和 6 年 4 月 9 日から施行する。

令和 6 年 4 月 9 日

一宮市長 中野 正康

1 令和 6 年一宮市告示第 148 号

訂正前	訂正後
<p><u>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり一宮市尾西斎場における斎場使用料の徴収事務を委託したことを同条第 2 項に基づき告示する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____ 次のとおり一宮市尾西斎場における斎場使用料の徴収事務を委託したことを _____ 告示する。</p>

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

2 令和 6 年一宮市告示第 156 号

訂正前	訂正後
<p><u>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____ 次のとおり使用料の収納事務を委託したので、 _____ 告示する。</p>

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 令和 6 年一宮市告示第 160 号

訂正前	訂正後
<p><u>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により、尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 54 号）別表第 2 に規定す</u></p>	<p>_____</p> <p>_____ 尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 54 号）別表第 2 に規定す</p>

る施設の使用料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。	る施設の使用料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。
--------------------------------	--------------------------------

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

4 令和6年一宮市告示第162号

訂正前	訂正後
<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により、</u> 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。	<u> </u> <u> </u> <u> </u> 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

5 令和6年一宮市告示第164号

訂正前	訂正後
<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により</u> 、計量器の定期検査手数料及び随時検査手数料並びに分銅運搬手数料の徴収事務の委託について、次のとおり告示します。	<u> </u> <u> </u> <u> </u> 計量器の定期検査手数料及び随時検査手数料並びに分銅運搬手数料の徴収事務の委託について、次のとおり告示します。

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。